



# 令和4年度赤い羽根共同募金 (令和5年度事業) 助成先募集のご案内

赤い羽根共同募金会では、静岡県内で社会福祉を目的に事業を行っている民間の非営利団体及び社会福祉施設の皆さんが令和5年度に行う様々な福祉課題を解決するための事業（介護保険事業は対象外）に助成します。

助成を希望される場合は、次のとおり助成申請を受け付けますので、ふるってご応募ください。申請受付期間が短くなっていますので、お早めに申請をお願いします。

なお、皆さんからの助成要望に基づき募金目標額を立て、10月から3月まで赤い羽根共同募金運動を行い、この寄付金を原資に助成しますので、助成決定は令和5年3月となります。

## 1 “赤い羽根” 地域福祉活動支援事業（広域活動団体）（事業実施年度：令和5年度）

- 【対象団体】 広域(複数市町域)を活動対象とする福祉、更生保護活動団体等
- 【対象事業】 対象団体が行う福祉サービスを必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
- 【事業年度】 令和5年度
- 【助成率等】 90%以内（車両の場合は基準単価の75%以内）※1 団体当たり4事業・400万が上限
- 【申請方法】 ①データ送信 申請書データ(word形式)のみメール添付で提出  
(メール先:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)  
②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出  
(申請書データのメール送信後、一週間以内必着)
- 【申請期間】 令和4年4月1日(金)～令和4年5月13日(金)
- 【助成決定】 令和5年3月

## 2 “赤い羽根” 福祉施設機器整備事業（事業実施年度：令和5年度）

- 【対象施設】 社会福祉施設・更生保護施設（認可外施設も含む）
- 【対象事業】 対象施設が行う福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等 ※総事業費が15万円以上の事業
- 【事業年度】 令和5年度

助成率等	区分	助成率	助成額の上限
	①認可（指定）施設	75%以内	300万円
	②認可外施設	90%以内	200万円

※法人内の複数施設が申請する場合は、1法人当りの助成額の上限は500万円。

- 【申請方法】 ①データ送信 申請書データ(word形式)のみメール添付で提出  
(メール先:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)  
②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出  
(申請書データのメール送信後、一週間以内必着)

【申請期間】 令和4年4月1日(金)～令和4年5月13日(金)

【助成決定】 令和5年3月

### 3 こども食堂誕生日会・福産品応援事業 (事業実施年度：令和4年度又は令和5年度)

【対象団体】 県域を対象に障害者の就労を支援する活動を行う民間の非営利団体

【対象事業】 障害者就労継続支援事業所等が製造するケーキ・焼き菓子・野菜等をこども食堂の

誕生日イベントに無償で提供する事業(令和9年度事業までの時限プログラム)

(1) 誕生日会支援(年間:ケーキ又は焼き菓子)

(2) 夏休み支援(7月～9月:野菜)※新規メニュー

【助成枠】	年度	誕生日会支援	夏休み支援
	令和4年度事業	(600万円:助成済)	200万円
	令和5年度事業	600万円	200万円

【助成率等】 100%

【申請方法】 ①データ送信 申請書データ(word形式)のみメール添付で提出

(メール先:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出

(申請書データのメール送信後、一週間以内必着)

【申請期間】 令和4年4月1日(金)～令和4年5月13日(金)

【助成決定】 令和4年度事業：令和4年5月

令和5年度事業：令和5年3月

### 4 “赤い羽根”地域共生社会づくりモデル事業 (事業実施年度：令和5年度)

【対象団体】 県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会

【対象事業】 県・市町社会福祉協議会が主体となり、小地域における住民による福祉活動の組織

が、地域ごとの生活課題を把握して現在の公的制度では対応できない買い物代行支援、声かけ・見守り活動、子どもの学習支援などを行う住民参加型生活支援サービスの立ち上げを支援する事業(事業の初年度又は2年度を対象)

対象区域は、市町域全域又は部分的な地域とする。

(令和7年度事業までの時限プログラム)

【事業年度】 令和5年度

【助成枠】 300万円

【助成率等】	助成率	助成額の上限
	100%	30万円

【申請方法】 ①データ送信 申請書データ(word形式)のみメール添付で提出

(メール先:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出

(申請書データのメール送信後、一週間以内必着)

【申請期間】 令和4年4月1日(金)～令和4年5月31日(火)

【助成決定】 令和5年3月

## 5 “赤い羽根” 課題解決プロジェクト募金 参加団体募集 (事業実施年度: 令和5年度)

参加団体が、福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源確保のため、赤い羽根共同募金運動を通じて、自らが寄付を呼び掛ける新しいタイプの募金活動（令和5年1月1日～同年3月31日）です。参加団体を募集します。

【参加団体】 福祉活動、更生保護活動団体等

【対象事業】 具体的な福祉課題を解決するために次の活動を対象分野とする。

(1) 地域から孤立をなくす

（高齢者や障害者などへの生活支援、生活困窮やひきこもりへの支援、自殺防止、虐待防止、犯罪被害者支援、難病患者支援、薬物依存支援、新型コロナウイルス感染症等の影響により苦しむ人たちへの支援など）

(2) 困窮する子どもたちの居場所づくり（学習支援、生活支援など）

(3) 子育て支援（育児支援、健全育成支援など）

(4) 障害者の社会参加（障害者の地域移行への支援など）

(5) 持続可能な地域福祉社会づくり（福祉教育支援、SDGsに関連した福祉事業など）

※同一の申請団体からの申請は1事業とする。

※対象とする事業が国又は地方公共団体の補助事業でも補助率が50%以下であれば、その自己負担分の確保のための募金も認める。

【事業年度】 令和5年度

【助成率等】 100%

※募金実績額の2%を事務費として控除。

※クレジットカードからの募金は、カード会社への手数料が差引かれる。

【申請方法】 ①データ送信 申請書データ(word形式)のみメール添付で提出  
(メール先:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出  
(申請書データのメール送信後、一週間以内必着)

【申請期間】 令和4年4月1日(金)～令和4年5月31日(火)

【参加団体決定】 令和4年7月

【助成決定】 令和5年4月

## 6 “赤い羽根” 地域福祉活動支援事業 (市町社会福祉協議会) (事業実施年度: 令和5年度)

【対象団体】 市町社会福祉協議会

【対象事業】 ・福祉サービスを必要とする地域住民に対し、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者と相協力して、地域福祉活動計画等に位置付けて企画実施する事業

・福祉活動を行う住民や団体に貸し出す地域福祉、在宅福祉サービス用の機器整備

【事業年度】 令和5年度

【助成率等】 100% (助成額は募金額から算定した助成額の範囲内)

【申請方法】①データ送信 申請書データ(word形式)のみメール添付で提出  
(メール先:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出  
(申請書データのメール送信後、一週間以内必着)

【申請期間】(事業費) 令和4年5月16日(月)～令和4年5月31日(火)  
(機器整備費) 令和4年4月1日(金)～令和4年5月13日(金)

【助成決定】 令和5年3月

## ◎ 審査から助成決定まで

- ・提出された申請書の内容を確認し、助成要綱に基づき対象事業と判断した場合、受理します。
- ・受理した申請に基づき、募金目標額を立て、10月以降、赤い羽根共同募金運動を行います。
- ・翌年1～2月に、配分委員会は、申請内容について原則として実地調査を行うとともに、事業の必要性、実現性、事業の積算根拠、事業実施後の効果などを審議し、助成の可否を承認します。
- ・配分委員会が承認した後、令和5年3月中旬に理事会において助成を決定します。
- ・その後、令和5年3月下旬に、助成金交付説明会を開催しますので、必ず出席してください。  
出席できない場合は、助成辞退とみなします。

## ◎ 助成要綱・申請用紙

詳細は、静岡県共同募金会のホームページ「助成を受けたい」に掲載の助成要綱・申請用紙をご覧ください。

<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/>

赤い羽根 静岡



問合せ先

赤い羽根共同募金会（社会福祉法人 静岡県共同募金会）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL:054-254-5212 FAX:054-254-6400

メール:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp